

網走湖汽水環境保全方策検討委員会 規約

(名 称)

第1条 この会は、網走湖汽水環境保全方策検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、網走湖において生じている気候変動等の新たな事象に関し、青潮及びアオコの抑制や淡水層の低塩分化解消等の観点から、汽水環境の保全を図るための総合的な方策を検討するとともに、網走開発建設部が実施する方策について技術的検討を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、学識経験者、関係行政機関等の者をもって構成し、委員は網走開発建設部長が委嘱する。

- 2 委員会には委員長を置き、網走開発建設部長が指名する。
- 3 委員長は会務を総括する。
- 4 委員会は原則として非公開で行うものとする。
- 5 委員会配付資料はホームページで公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により、公開することが適当でないと判断されるものについては公開しないものとする。
- 6 委員会の議事要旨は検討会後速やかに作成し、あらかじめ委員長及び出席委員に確認の上、ホームページで公開するものとする。
- 7 委員会は他の専門家の意見を聞く必要が生じた場合、委員会の合議により招へいすることができる。

(運営等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の庶務は、網走開発建設部治水課が行う。

(雑 則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、令和2年12月14日から施行する。